

山梨県メディアプロモート業務委託に係る企画提案公募要領

1 趣旨

山梨県総合計画に掲げる「全ての県民・あらゆる主体との連帯に基づく県政の推進」に向け、外部専門家によるメディアプロモートを通じ、伝える対象や内容に合わせた最適なメディアやタイミングで情報発信を行うことにより、県の施策に対するステークホルダーの理解・共感の獲得及び意識・行動の変容につなげ、効果的な県政運営に資することを目的とし、十分な業務実行力を備えた事業者からの企画提案を募る。

(※) メディアプロモート

新聞・テレビ・雑誌・ネット等のメディアに対し、県の主要施策や県政トピックについてのプレスリリース等を配信するとともに、イベントなどの取材誘致等を行い、記事化や番組化を働きかけること。

また、メディアに対し、定期的なニュースレター等を配信し、メディアの県政への理解獲得を促進すること。

2 業務の概要

(1) 委託業務名称

山梨県メディアプロモート業務委託

(2) 業務内容

別紙1「山梨県メディアプロモート業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 予算上限額

金52,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は予算上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

3 応募資格

応募できるのは、次の掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

(1) 本件業務に類似する業務の経験や専門知識を有していること。

(2) 本件業務を効果的に実施できる体制が整えられていること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）に定める競争入札に参加することができる者又は名簿に登載見込みの者であること。

(6) 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」及び「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」による指名停止措置期間中の者でないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。

4 スケジュール

募集開始	令和6年3月29日（金）
参加申込書提出期限	令和6年4月9日（火）午後5時
質問受付期限	令和6年4月10日（水）午後1時
企画提案書提出期限	令和6年4月16日（火）午後5時
書類審査	令和6年4月23日（火）予定

※ 場合により、プレゼンテーション審査を行うことがある。

5 応募手続き

(1) 書類等提出先、質問受付（共通）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館3階）
山梨県知事政策局 広聴広報グループ 担当：原川
電話：055-223-1336
メールアドレス：koucho@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 参加申込書の提出

①提出書類（各1部提出）

- ・参加申込書（様式1）
- ・誓約書（様式2）
- ・会社概要等整理表（様式3）
※ 会社概要が把握可能な書類（会社パンフレットなど）及び財務諸表（直近のもの）を添付すること。
- ・類似業務実績整理票（様式4）
- ・実施体制表（様式5）
- ・応募資格3（3）（物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等）を証明する書類の写し

※ 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）により申請中の場合は、「競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で、速やかに提出すること。

②提出期限

令和6年4月9日（火）午後5時必着

③提出方法

持参又は郵送（持参の場合の受付は、土日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。）

④提出期間までに県が参加申込書を受理できない場合は参加を認めない。

⑤申請後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(3) 企画提案に関する質問の受付

①質問様式

質問票（様式6）を使用すること。

②受付期限

令和6年4月10日（水）午後1時必着

③質問方法

- ・電子メールで送信すること。
- ・電子メールの件名は、「山梨県SNS運用支援業務質問」とすること。

④回答方法

- ・質問に関する回答は一覧形式で作成し、原則、その時点で参加申し込みをしている者全員に対して電子メールにて回答する。
- ・質問への回答は令和6年4月11日（木）午後5時（予定）までにまとめて行う。

⑤その他

電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案の内容に直接関係ない質問や回答することにより本企画提案の公平性を保てない等と判断した質問には回答しないこともある。

(4) 企画提案書等の提出

①提出書類

- ・企画提案書（様式7）・・・・・・・・ 6部（コピー可）
※ 提案1事業者につき、1提案とすること。
※ 企画提案書には、提案事業者の名称を記載しないこと。
- ・見積書（様式任意）・・・・ 1部
※ 見積書の合計金額（税込）は「2 業務の概要（4） 予算上限額」の額を超えないこと。

②提出期限

令和6年4月16日（火）午後5時必着

③提出方法

- ・持参又は郵送（持参の場合の受付は、土日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。）
- ・また、企画提案書についてはPDFを別途メールで送付すること。

④提出期限までに県が企画提案書等を受理できない場合は審査対象としない。

⑤一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、差し替え又は撤回することができない。

⑥原則書面審査のため、企画提案書は詳細に記すこと。

⑦「3 応募資格」の条件を満たさなくなった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- ・公募要領の規定に反した提案
- ・誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

6 審査に関する事項

(1) 必要な場合、県は企画提案書の内容について提案者に質問する場合がある。その回答はすべての審査員に提供する。

(2) 審査基準は、別紙2「審査基準」のとおりとする。

(3) 審査は、審査の公平性確保及び企業ノウハウの流出防止のため非公開とする。

(4) 審査の結果を基に、県が第1順位の委託候補者を決定し、当該事業者との契約手続きを行う。

(5) 審査の結果は、各提案者に「採用」「不採用」の別を連絡する。

(6) 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは次点の者と契約の交渉を行う。

(7) 選定結果等は、県のホームページで公表する。

※ 公表事項は、評価基準、配点及び評価、審査結果、第1順位委託候補者の名称等とし、第1委託候補者以外の提案者の名称は公表しない。

7 契約に関する事項

- (1) 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。
- (2) 契約保証金については、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条第1項に規定する契約保証金を契約締結と同時に納めなければならない。ただし、規則第109条の2に該当する場合はこれを免除するものとする。
- (3) 企画提案書等に記載された事項は、別紙1仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱う。ただし、業務の目的のために修正すべき必要がある場合には、県の指示により契約締結段階において契約内容を追加、変更又は削除するものとする。

8 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の取り扱い
 - ① 提案者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。
 - ② 提出書類は、いかなる理由があっても返却しないものとする。
 - ③ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は原則として提案者が負うものとする。
- (3) 本企画提案応募に要した一切の費用は、提案者自身が負担するものとする。
- (4) 審査終了後、契約を締結するまでの間、「3 応募資格」の条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (5) 「3 応募資格」の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、応募を認めないことがある。

9 本件に関する問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館3階）

山梨県知事政策局 広聴広報グループ 担当：原川

電話：055-223-1336

メールアドレス：koucho@pref.yamanashi.lg.jp

(別紙1)

山梨県メディアプロモート業務委託仕様書

1 委託業務名

山梨県メディアプロモート業務

2 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 事業の概要

山梨県総合計画に掲げる「全ての県民・あらゆる主体との連帯に基づく県政の推進」に向け、県内外のステークホルダーの理解・共感を獲得するため、メディアに精通した外部専門家の支援を受け、新聞・テレビ・ラジオ・ネットなどの各種メディアに対して県の主要な施策や県政トピックの情報を配信するとともに、イベントへの取材誘致等を行い、記事化や番組化に働きかける。

また、定期的なニュースレターの配信等により、メディアの県政に対する理解獲得を促進する。

4 業務内容

受託事業者は、次に掲げる(1)から(2)の項目について、山梨県と協議しながら委託業務を実施すること。

なお、本仕様書に記載のない事項についても、本事業の受託者として決定した際のプロポーザル提案書に記載した事項のうち、山梨県の指示するものについては実施すること。

このほか、事業実施に当たっては、山梨県と協議の上、目標となる指標を定め、目標達成のために必要な事項については山梨県と協議のうえ随時実施すること。

(1) 企画調査業務

- ①県庁内の広報情報を定期的に収集するとともに、その中からメディアプロモートの対象とする案件（以下「案件」という。）を選定する。
- ②活動計画の策定及びアップデート
 - ・情報発信や取材誘致等の活動について、年間（または月次）の計画を策定するとともに、メディアプロモート実施結果の分析に基づき計画をアップデートする。
- ③活動状況・掲載状況の確認及びフィードバック
 - ・活動の状況及び実施結果等を確認・分析し、県にフィードバックする（広告換算値の算出、必要な資料の作成、結果に応じた対応策の提案を含む。）
- ④定例会議を含む会議体の運営
 - ・広聴広報グループ及び事業担当課との定期的または随時のミーティング等を実施。

(2) メディアプロモート活動

- ①メディアへの定期的・継続的なコンタクト及びフォローアップ
 - ・選定した案件の情報をターゲットメディアに直接提供、その後のフォローアップ等を実施（月4件程度を目安）
- ②プレスリリースの作成及びブラッシュアップ支援
 - ・特に優先度や重要度の高い案件について、プレスリリースの作成やブラッシュアップを支援（月2件程度を目安）
- ③メディア向けレポートの作成及び配布支援
 - ・上述のメディアプロモート案件とは別に、県政の重要テーマについて個別のレポートを作成し、メディアへ配布する（月1回程度を目安）。

※重要テーマ（予定）

1. 人口減少危機対策
2. 自然首都圏創出のための基盤整備
3. 共生社会化の推進
4. 新事業・チャレンジの支援
5. 県有資産の高度活用、自主財源の確保
6. 富士山安全対策

5 成功報酬額について

県は、次のとおり成功報酬額（税込）を計算し、契約基本額に加算して支払うものとする。

- ・メディアの掲載等に結びついた案件の広告換算値（税込）を算出した上で、プロモート着手月毎に以下の計算式に当てはめ成功報酬額（月額）を計算し、契約期間全体分を合算。
- ・成功報酬の判定要件となる掲載等の有無は契約期間全体を通じて判断するが、年度末において翌年度の掲載が確実視されるものがある場合は、それを計算に加えるものとする。

<計算式>

広告換算値（税込）2,750,000円を成果指標「1.0」とし、以下により計算。

・ 成果指標	1.0 未満	→成功報酬額（月額）	0円
・ 〃	1.0 以上 1.2 未満	→成功報酬額（月額）	550,000円
・ 〃	1.2 以上	→成功報酬額（月額）	1,100,000円

- ・ 広告換算値は原則として（株）PRTIMES社が提示する方法で税込みの金額で判断することとする。

（参考：<https://prtimes.jp/magazine/advertising-conversion-value/>）

- ・ 県と受託事業者は計画的にプロモート案件に取り組めるよう努めるものとする。
また、受託事業者は、契約後速やかにプロモート案件に取り組むこととする。

6 実施について

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。
- (3) 受託事業者は、委託業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。

7 事業報告

委託業務終了後、委託契約等に基づき委託業務完了報告書を提出することとする。

8 委託業務の成果物について

委託業務に係る成果物の著作権は県に帰属するものとする。

9 遵守事項

- (1) 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関連法規を遵守すること。
- (2) 山梨県情報セキュリティ基本方針等、山梨県の規定を遵守すること。

(別紙2)

審査基準

1 審査方法

- ・ 評価項目及び配点等は「2」のとおりとし、審査員1名分で140点満点とする（内容点130点満点、価格点10点満点）。
- ・ 内容点については、審査員が企画提案書等の内容の具体性・妥当性・確実性等を評価して採点する。価格点については、事務局が計算式に基づいて採点する。
- ・ 各審査員分の合計点を合算して全体の合計点とし、点数の高い順に順位を付ける。
- ・ 全体の合計点と同じ場合は、審査員の多数決により順位を決定する。
- ・ 上記に関わらず、次のいずれかに該当する提案者は、委託候補者とししない。
 - 1) 審査員の3名以上が、いずれかの評価項目で0点を付けた提案者
 - 2) 審査員の3名以上で、内容点の合計が65点に満たなかった提案者

2 評価項目及び配点等

	評価項目	配点
内容点	1 過去の実績・類似する業務の経験・専門知識 ・事業の確実かつ効果的な実施が期待できる十分な実績や豊富な専門知識を有しているか。	10点×4=40点
	2 委託業務の実施体制 ・事業の確実かつ効果的な実施が期待できる十分な体制を備えているか（協力他社との連携含む）。	10点×2=20点
	3 実施計画・スケジュール ・実施計画は効果的か。また、スケジュールに実現性があるか。	10点×1=10点
	4 本県の広聴広報制度の理解度・課題の把握度 ・本県の現状や県コミュニケーション戦略、広聴広報制度の全体像について理解し、課題を的確に分析しているか。	10点×2=20点
	5 メディアプロモートの実実施計画及び活動についての方向性・考え方 ・本県の現状や課題等を踏まえた具体的、効果的な提案がされているか。	10点×4=40点
価格点	6 配点×（最低契約希望額／提案者契約希望額） ※1 小数点以下第2位で四捨五入 ※2 最低契約希望額＝全提案者の契約希望額の中で最も低い金額	10点
合計	内容点130点満点、価格点10点満点	140点

3 内容点の評価の考え方

評価は10点満点（最高得点10点、最低得点0点）とし、考え方は次のとおりとする。

- ・ 優れている／期待できる (10点)
- ・ やや優れている／どちらかといえば期待できる (8点)
- ・ どちらともいえない (6点)
- ・ やや劣る／どちらかといえば期待できない (4点)
- ・ 劣る／期待できない (2点)
- ・ 現段階で業務の完了が見込めない (0点)